

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和6年11月5日(火) 午後4時00分～午後4時50分					
②	会	場	大洲市役所2階 大ホール					
③	出席委員							
			2	吉岡 きみ子	3	武田 隆宏	4	藤田 秀美
5	西岡 輝治		6	須藤 賢一	7	明後 久利	8	森岡 芳文
9	菊地 正夫		10	幸野 登吉	11	二宮 康壽	12	川本 由紀美
13	矢野 正祥		14	一柳 幸唯	15	平井 城太郎	16	形山 康浩
17	高岡 利典		18	津國 巳代子	19	池田 雄一	20	森永 茂史
21	橋本 英司		22	都築 孝壽	23	武内 誠	24	池浦 萬里子
25	津田 勇		26	田中 賢寿	27	永沼 寛	28	日野 修次
29	大本 昭裕		30	武知 由美子			32	中本 祐市
33	坂 幹幸		34	跡部 雅	35	堀内 保宏	36	和氣 繁輝
37	細井 敏江		38	有友 章治	39	請田 竹男		
④	欠席委員		1	池田 幸二	31	上満 啓司		
⑤	遅刻委員							
⑥	事務局		井上事務局長		新次長		松田専門員(農政)	
			菊地係長(農地)		吉田書記			
⑦	農林振興課		竹田課長		後藤専門員		吉田主事	
⑧	会議の内容	議案第62号	農地法第3条の規定による許可申請について					
		議案第63号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について					
		議案第64号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について					
		議案第65号	非農地証明について					
		議案第66号	農業振興地域整備計画の変更について					
		議案第67号	納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について					
		議案第68号	農用地利用集積計画の決定について					

事務局（局長）	<p>只今から、令和6年第11回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	<p>只今から議案審議に移ります。会議規則第3条により幸野会長に議事進行をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中17名、推進委員20名中20名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、1番 池田幸二委員、31番 上満啓司委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、35番 堀内保宏委員と36番 和氣繁輝委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の吉田書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第62号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（農地係長）	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>2件の許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>1番は、平野町平地の田3筆492㎡について譲渡人が経営規模の拡大を図るため申請地を購入するものです。</p> <p>所有権移転後は、水稻を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>2番は、長浜町下須戒の樹園地2筆942㎡について、譲受人が転居予定の空き家に付属する農地を取得し新たに耕作管理を始めるものです。</p> <p>所有権移転後は、果樹を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>以上、2件のご審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。</p> <p>1番。</p>
7番	<p>1番案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案説明資料は2ページを参考にしてください。</p> <p>まず、1番案件は売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、平野コミュニティセンターから西へ約1.1kmのところにある田3筆です。</p> <p>先月25日に、事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。</p>

	<p>譲受人世帯は以前より申請農地を借り受けて水稻を栽培しておりました。</p> <p>今後も引き続き夫婦で年間を通して農業に従事していくとのことですので耕作管理に問題はないと考えます。</p> <p>なお、譲受人世帯が所有している農地のうち3, 861㎡が「非耕作地」となっておりますが、この土地につきましては20年以上前から植林しているとのことで「非農地証明願」が出されており、この後の議案でご審議いただく予定です。</p> <p>そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長 (会長)	2 番。
2 8 番	<p>2 番案件は、売買による所有権移転です。</p> <p>議案説明資料は3 ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、大洲市立大和保育所から南東へ約1.5 kmのところにある樹園地2筆です。</p> <p>先月22日に、事務局職員と現地確認を行い、申請地がおおむね良好に管理されていることを確認しました。</p> <p>譲受人からは、今回空き家バンク制度を利用して土地と家屋を購入することになり、付属する農地として耕作管理を始める旨の「新規営農計画書」が提出されております。</p> <p>譲受人は会社員ですが、幼いころから農業を手伝っていた経験があり、農業に必要な農機具を所有しております。今後は妻とともに年間を通して農業に従事するとのことです。今後の状況を見守っていくこととします。</p> <p>そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長 (会長)	地元委員からの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	(質疑なし)
議 長 (会長)	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第63号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (専門員兼)	議案第63号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

農政係長)

ご説明申し上げます。

議案書 2 ページ並びに議案説明資料の 4 ページから 16 ページをあわせてご覧ください。

1 番、五郎の土地 2 筆です。

申請地を亡母から相続した際、申請地が農地であることが判明し、今後も自宅敷地として利用するため追認の転用許可を受けようとするものです。

申請地は、議案説明資料 11 ページの位置図において赤丸の箇所となっており、大洲市の中心部から北北東に約 3.4 km のところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、議案説明資料 4 ページをご確認ください。

なお、申請地は、農地法に基づく転用許可を受けずに既に転用されており、このことについて申請人から始末書を提出いただいております。県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。

2 番、菅田町宇津の土地 1 筆です。

自宅近くに農機具置場が不足しているため、農業用倉庫を建設することの転用許可を受けようとするものです。

申請地は、議案説明資料 9 ページの位置見取図において赤色の箇所となっており、大洲市の中心部から東に約 6.8 km のところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、議案説明資料 8 ページをご確認ください。

なお、1 番と同様に、申請地は農地法に基づく転用許可を受けずに既に転用されており、このことについて申請人から始末書を提出いただいております。県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。

3 番、長浜町下須戒の土地 1 筆です。

高齢で管理が困難となり、桧を植林して山林として管理するため転用許可を受けようとするものです。

本案件につきましては、今年 8 月の第 8 回定例総会で農用地区域の除外についてご審議頂きました案件であり、農振法第 12 条公告がなされています。

申請地は、議案説明資料 14 ページの位置見取図において赤色の箇所となっており、大洲市内中心部から北北西に約 9.9 km のところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、議案説明資料 13 ページをご確認ください。

なお、この申請地におきましても農地法に基づく転用許可を受けずに既に転用されており、このことについて申請人から始末書を提出いただいております。県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。

以上、3 件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 (会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。

1 番。

4 番

1 番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の 4 ページから 7 ページをお開きください。

まず、立地基準である第 2 号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように既に自己住宅の敷地として利用をされており、この件につきましては違反転用の状況にあることから本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第 4 号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺は、山林や住宅、自己所有地で囲まれており、今後においても現状と変更がないことから問題はないと考えます。

よって本件は、農地法第 4 条第 2 項の各号には該当しないため許可相当として追認許可はやむを得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長（会長）

2 番。

1 2 番

2 番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の 8 ページから 1 2 ページをお開きください。

まず、立地基準である第 2 号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように既に農業用倉庫の敷地として利用をされており、この件につきましては違反転用の状況にあることから本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第 4 号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺は国道や宅地で囲まれており、今後においても現状と変更がないことから問題はないと考えます。

よって本件は、農地法第 4 条第 2 項の各号には該当しないため許可相当として追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長（会長）

3 番。

2 8 番

3 番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の 1 3 ページから 1 6 ページをご覧ください。

本件は、今年の 8 月に開催されました第 8 回定例総会の議案第 5 0 号「農業振興地域整備計画の変更」におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件となっております。調査結果は、第 8 回定例総会でご説明いたしましたとおり立地基準、一般基準においてどちらもその時の状況と変わっておりませんので調査報告書記載のとおり問題ないものと思われま。

また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地は周囲を市道や山林に囲まれており、また、周辺農地所有者にも同意を得ていることから特に問題ないものと考えます。

よって本件は、農地法第 4 条第 2 項の各号には該当しないため許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。 次に、議案第64号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（次長）	議案第64号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。 議案書3ページ並びに議案説明資料17ページから26ページまでをあわせてご覧ください。 1番、春賀の土地2筆745㎡の案件について、譲受人は農業と自動車販売修理業を営んでおり農機具、自動車の置場、修理や解体するための作業場、露天駐車場が不足しているため申請地を購入して事業をしようとするものです。 農地区分は、大洲市中心部から北北東に約5kmのところのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しております。 なお、申請地は写真にありますように一定の連続した家屋が一定の区域に家屋が集合している区域にあるため、農地法施行規則第33条第1項第4号の集落接続による「不許可の例外」に当たると思われます。 したがって、立地基準には適合しており一般基準についてご審議をお願いいたします。 なお、本申請地には写真にありますようにすでに農業用倉庫があり、地面は整地され駐車場や作業場に利用されており、違反転用の状態となっております。50年前に譲渡人の祖父が養豚業を始めるにあたって豚舎を建築、26年程前に父親が養豚業を廃業し農業用機械等を置き、現在まで倉庫や駐車場として使用していたとのこと。このことについては譲渡人から始末書が提出され、祖父の時代からのことではあるが申し訳ないとのこととありますので追認許可についてご検討いただきますようご審議願います。 2番、春賀の土地3筆579㎡の案件について、譲受人は動植物油脂等の加工販売業を営む会社で、現在〇〇〇〇から副産物の取引を行っており、〇〇〇〇の敷地内にその資材置場を借りている状況で、規模拡大のための拡張工事を行っていることにあわせて今回、取引拡大のため資材置場を現在利用しているところから移動させて、近傍地である申請地を購入して露天駐車場及び資材置場を新設しようとするものです。 農地区分は、大洲市中心部から北に約5.2kmのところのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であり、申請地以外に当該事業の目的を達することが可能な第3種農地または宅地等がなく、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に

	<p>供するために必要であると認められることから第2種農地と判断しております。</p> <p>したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。</p> <p>以上、2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。1番。</p>
21番	<p>1番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の17ページから21ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は19ページの位置図のとおり、大洲市三善コミュニティセンターから南東へ約0.9kmに位置する農地になります。</p> <p>まず、立地基準について申請地は第2種農地であります。相当数の家屋が連たんして集合している区域内にある農地であることから集落に接続しており、特に問題ないものと思われま。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、写真にありますように申請地には倉庫や駐車場などがあり、農機具の置場等として利用されており違反転用の状態となっております。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、20ページの地番地目図のとおり申請地の隣接する農地はありませんので特に問題ないものと思われま。</p> <p>よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては譲渡人より始末書が提出され反省しているようですので追認許可はやむを得ないものと考えま。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>2番。</p>
21番	<p>続いて、2番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の22ページから26ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、24ページの位置図のとおり大洲市三善コミュニティセンターから東へ約0.6kmに位置する農地になります。</p> <p>まず、立地基準については報告書記載のとおりであり特に問題はないものと思われま。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金により着工したいとのことであり問題ないと思われま。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、25ページの地番地目図のとおり里道をはさんで農地がありますが、特に問題ないものと思われま。</p> <p>よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため許可相当であると考えま。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として</p>

	送付することにご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第65号『非農地証明について』を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局(専門員兼農政係長)	<p>議案第65号「非農地証明について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書4ページ及び5ページ並びに議案説明資料27ページから44ページまでをあわせてご覧ください。</p> <p>1番、平野町平地の土地4筆合計3,784㎡の案件は転用(植林に限る:20年以上経過)し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。</p> <p>申し出によりますと、申請地に20年以上前に杉や桧を植林し、現在は農地として復旧することが著しく困難となったとのことでございます。</p> <p>2番、新谷の土地2筆合計927㎡の案件は転用(植林に限る:20年以上経過)し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。</p> <p>申し出によりますと、申請地に亡父が昭和60年頃に桧を植林し、現在は農地として復旧することが著しく困難となったとのことでございます。</p> <p>3番、手成の土地3筆合計4,986㎡の案件は転用(植林に限る:20年以上経過)し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。</p> <p>申し出によりますと、申請地は農業用機械を入れるのが困難な場所で、共に耕作管理をしていた亡父が平成10年頃に杉や桧を植林し、現在は農地への復旧することが著しく困難となったとのことでございます。</p> <p>4番、肱川町大谷の土地8筆合計2,149.29㎡の案件は、現況が山林のものについては転用(植林に限る:20年以上経過)し、また、現況が原野のものについては自然潰廃(20年以上耕作放棄)し、復旧が著しく困難ということであり、そして現況が雑種地のものについては作業用道路として転用許可不要な適法な転用をしたものとして申請があったものでございます。</p> <p>申し出によりますと、申請地8筆のうち現況が山林の土地については20年以上前に申請者が亡父と杉を植林し、現況が原野の土地については20年以上耕作ができていなかったため自然潰廃してしまい、それぞれの農地について現在では農地への復旧が著しく困難な状態になったため、また、現況が雑種地の土地については奥の農地に進入するための農道として整備しており適法な転用であるとのことでございます。</p> <p>以上、4件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員より報告を受けたいと思います。</p> <p>1番。</p>
7番	1番案件の調査結果をご報告いたします。

議長（会長）	<p>議案説明資料の27ページから31ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、28ページの位置見取図のとおり平野コミセン平地上分館から北方へ約2.1kmから2.4kmの範囲内に位置する農地になります。</p> <p>申請によりますと、申請地に20年以上前に杉や桧を植林し、現在では農地への復旧は著しく困難な状態であるとの申し出です。</p> <p>申請者の申立て及び現地調査による樹木の生育状況から少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから復旧は著しく困難と思われま</p> <p>よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願</p>
19番	<p>2番。</p> <p>2番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の32ページから35ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、33ページの位置見取図のとおり新谷コミュニティーセンターから南方へ約690mから930mの範囲内に位置する農地になります。</p> <p>申請によりますと、申請地に亡父が昭和60年頃に桧を植林し、現在では農地への復旧は著しく困難な状態であるとの申し出です。</p> <p>申請者の申立て及び現地調査による樹木の生育状況から少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから復旧は著しく困難と思われま</p> <p>よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願</p>
議長（会長）	<p>3番。</p> <p>3番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の36ページから39ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、37ページの位置見取図のとおり八多喜コミュニティーセンターから北東へ約2.1km付近に位置する農地になります。</p> <p>申請によりますと、申請地は農業用機械を入れるのが困難な場所で、共に耕作・管理をしていた亡き父が杉、桧を植林し、現在では農地への復旧は著しく困難な状態であるとの申し出です。</p> <p>申請者の申立て及び現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察されます。農地への復旧には開墾と同等の労力が必要であると考えられることから復旧は著しく困難と思われま</p> <p>よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願</p>
議長（会長）	<p>4番。</p> <p>4番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の40ページから44ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、41ページの位置見取図のとおり大谷コミュニティーセン</p>

	<p>ターから西へ約920mから1.4kmの範囲内に点在する農地になります。</p> <p>申請によりますと、申請地8筆のうち現況が山林の土地については20年以上前に申請者が亡父と杉を植林し、現況が原野の土地については20年以上耕作できていなかったため自然潰廃してしまい、それぞれの農地が現在では農地への復旧が著しく困難な状態となってしまったため、また、現況が雑種地の土地については奥の農地に進入するための農道として整備したため非農地であるとの申し出です。</p> <p>担当者と現地調査を行いました。申請者の申立てどおり現況が山林の農地については樹木の生育状況から少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができ、また、現況が原野の農地については土地の荒廃状況からそれぞれの農地について農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから復旧は著しく困難と思われます。</p> <p>現況が雑種地の農地については、農道が整備されているのを確認しました。</p> <p>よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し証明書を交付することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、この証明願にかかる土地については非農地と判断し証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第66号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（専門員兼農政係長）	<p>議案第66号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。</p> <p>議案書6ページ並びに議案説明資料の45ページから48ページまでをあわせてご覧ください。今回は、農用地区域からの除外1件でございます。</p> <p>1番、手成の土地1筆2,866㎡の案件は、申出地は山林と川に囲まれ運搬車や耕作機の搬入が難しく、利便性が悪い大変不便な農地で後継者もなく、受託者も見受けられない状況となっていることから管理しやすい山林として利用するため除外の申出があったものです。申出地は、他の農地にも影響もなく近隣所有者からも同意を得ていることから除外の計画変更をしようとするものでございます。</p> <p>除外後の農地区分は、付近には公共施設等がなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しております。</p> <p>なお、申請地は農地法に基づく転用許可を受けずに既に転用されてお</p>

	<p>り、このことについて申請人から始末書を提出いただいております。県に違反転用を報告する予定であります。</p> <p>以上、除外1件 1筆 計2, 866㎡となっております。</p> <p>ご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。</p>
22番	<p>1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。</p> <p>議案説明資料の45ページから48ページをご覧ください。</p> <p>まず、立地基準である「代替性要件」につきましては、今回の除外は植林を目的とされており問題ないものと考えます。</p> <p>次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、申請地は山林と川に囲まれ運搬車や耕作機の搬入が難しく、利便性が悪い大変不便な農地であり、また、申請者は高齢で後継者もなく受託者も見受けられない状況となっていることから山林として管理をしようとするものであり問題はないものと思われまます。</p> <p>また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地は周囲を山林と川に囲まれており、各項目につきまして適当と思われることから問題ないと考えます。</p> <p>よって本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われまます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、原案のとおり農用地区域から「除外」することに、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることにいたします。</p> <p>次に、議案第67号『納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（専門員兼農政係長）	<p>議案第67号「納税猶予に係る引き続き農業を行っている旨の証明について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は7ページを、議案説明資料は49ページをご覧ください。</p> <p>租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定に基づき、贈与税又は相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者が、その特例の適用を継続して受けるために3年ごとに税務署に納税猶予の継続届出書を提出する必要がある、その添付書類として農業を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書を提出する必要があります。</p> <p>この議案は、申請者が引き続き農業経営を行っていることを証明することについてご審議いただくものです。</p>

	<p>1 番は、新谷の申請人です。 申請農地は、東大洲及び新谷にあります4筆で4, 975㎡になります。</p> <p>納税猶予の種類は相続税となっており、相続日は平成23年12月27日となっております。</p> <p>対象の農地につきましては、全て耕作管理されておりました。</p> <p>以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長 (会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。</p> <p>1 番。</p>
1 9 番	<p>1 番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の49ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、49ページの位置見取図のとおり新谷コミュニティセンターから西に約340mから2.2kmまでの範囲内に点在する農地4筆になります。</p> <p>申請人は、稲作をしております。</p> <p>10月18日に事務局担当者と現地確認を行い、対象農地は稲刈りをされた後でしたが農業をされていることは確認できました。申出によると、コシヒカリやあきたこまちを栽培されているようです。</p> <p>対象農地を利用し農業経営を行っていることから、この証明書の交付については問題ないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長 (会長)	<p>地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(質疑なし)</p>
議 長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、この証明願いの土地について引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第68号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (農地係長)	<p>議案書8ページから議案第68号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>利用権設定について、新規の案件のみをご説明いたします。</p> <p>2番、野菜を栽培するため賃借権を1年間設定します。</p> <p>3番は、9ページの最後まで続いています。野菜、栗を栽培するため使用貸借権を10年間設定します。</p> <p>次に11ページをご覧ください。</p> <p>8番、果樹を栽培するため使用貸借権を5年間設定します。</p> <p>その他は再設定の案件ですので後ほどご確認をお願いいたします。</p> <p>今回の概要は、利用権設定の件・筆数が8件・19筆、総面積は43,598㎡です。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

（質疑なし）

議 長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員

（異議なし）

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案のすべての審議が終了いたしましたので議事を閉じることにいたします。